

平成30年度
北谷町人事行政の運営等の状況

令和元年9月

北谷町

北谷町人事行政の運営等の状況

北谷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年北谷町条例第1号）に基づき、北谷町の人事行政運営の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

部局の区分

- 町長： 町長を任命権者とする町長の事務部局
- 議会： 議会議長を任命権者とする議会の事務局
- 選管： 選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- 監査： 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- 教委： 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育機関
- 上下水道： 公営企業管理者を任命権者とする上下水道部

(1) 職員の採用の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）（単位：人）

| 部局 | 町長 | 議会 | 選管 | 監査 | 教委 | 上下水道 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|------|----|
| 採用者数 | 8 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 10 |

(2) 退職者の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）（単位：人）

| 部局 | 町長 | 議会 | 選管 | 監査 | 教委 | 上下水道 | 合計 |
|------|-----|----|----|----|----|------|----|
| 退職者数 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 6 |
| 内訳 | 定年 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| | 勸奨 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 普通 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 部門別職員数

| 部 門 | | 区 分 | 職 員 数 | | 対前年 増減数 | 主な増減理由 |
|--------|--------|-------|-------|-------|------------|--|
| | | | 平成30年 | 平成29年 | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議 会 | 4 | 4 | 0 | 退職不補充等の増 育児休業者の職員補充 欠員分職員の増 欠員分職員の増 |
| | | 総務・企画 | 52 | 50 | 2 | |
| | | 税 務 | 14 | 14 | 0 | |
| | | 民 生 | 52 | 50 | 2 | |
| | | 衛 生 | 12 | 11 | 1 | |
| | | 農林水産 | 5 | 6 | 0 | |
| | | 商 工 | 6 | 6 | 0 | |
| | | 土 木 | 21 | 20 | 1 | |
| | | 計 | 166 | 161 | △1 | |

| | | | | | |
|-------------------------------|-----------|--------------|--------------|-----------|-------------------|
| | 教 育 部 門 | 61 | 60 | 1 | 欠員分職員の増 |
| | 小 計 | 227 | 221 | 6 | |
| 公 会 營 計 企 部 業 門 等 | 水 道 部 門 | 11 | 10 | 1 | 育児休業者の職員補充 |
| | 下 水 道 部 門 | 4 | 4 | 0 | |
| | そ の 他 部 門 | 6 | 7 | △1 | 育児休業者の復帰に伴う職員補充終了 |
| | 小 計 | 21 | 21 | 0 | |
| 合 計 | | 248 [256] | 242 [256] | 6 [0] | |

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 平成30年度職員採用候補者試験の実施状況

申 込 受 付 期 間 平成30年8月3日から平成30年8月17日まで

第 一 次 試 験 実 施 日 平成30年9月16日

第 二 次 試 験 実 施 日 平成30年10月21日

| 職種及び試験区分 | 一次試験 申込者数 | 一次試験 受験者数 a | 一次試験 合格者数 | 二次試験 受験者数 | 最終 合格者数 b | 競争 倍率 a/b |
|----------|--------------|-------------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 事務上級 (A) | 40 | 36 | 10 | 9 | 2 | 18.0 |
| 土木上級 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 保育士 (C) | 14 | 11 | 5 | 5 | 2 | 5.5 |
| 調理員 (D) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 |
| 計 | 56 | 48 | 16 | 15 | 5 | 9.6 |

3 職員の人事評価の状況

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たって発揮した能力や業績について評価を行い、その結果を人事管理の基礎として活用することを目的に実施するものです。本町における職員の人事評価の状況は、次のとおりです。

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 評価期間 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 評価基準日 | 毎年1月1日 |
| 評価対象者 | 原則、全職員（ただし、特別職及び非常勤職員等を除く。） |
| 評価項目 | 業績評価（業務目標の達成度）、能力評価（職務遂行過程における能力の発揮状況） |
| 評価方法 | 業績及び能力について実績を数値化し、評価する。 |

4 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (平成 29 年 1 月 1 日) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 平成 28 年度 の人件費率 |
|-------------|-------------------------------|--------------------|----------------|-------------------|-------------|---------------------------|
| 平成 29 年度 | 人 29, 253 | 千円 14, 676, 484 | 千円 389, 220 | 千円 2, 082, 970 | % 14. 2 | % 12. 3 |

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|-------------|----------|----------------|----------------|----------------|-------------------|------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 平成 29 年度 | 人 221 | 千円 702, 103 | 千円 107, 522 | 千円 277, 975 | 千円 1, 087, 600 | 千円 4, 921 |

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

(ア) 一般行政職 161 名

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国比較ベース) |
|------|--------|------------|------------|--------------------|
| 北谷町 | 40.0 歳 | 293, 900 円 | 349, 902 円 | 323, 128 円 |
| 沖縄県 | 41.0 歳 | 308, 980 円 | 368, 918 円 | 339, 193 円 |
| 国 | 43.5 歳 | 329, 845 円 | - | 410, 940 円 |
| 類似団体 | 41.2 歳 | 305, 233 円 | 367, 802 円 | 339, 790 円 |

(イ) 技能労務職 6 名

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国比較ベース) |
|-------|--------|------------|------------|--------------------|
| 北谷町 | 43.4 歳 | 280, 900 円 | 301, 400 円 | 293, 433 円 |
| うち調理員 | 43.4 歳 | 280, 900 円 | 310, 400 円 | 293, 433 円 |
| 沖縄県 | 54.4 歳 | 347, 706 円 | 392, 717 円 | 373, 832 円 |
| 国 | 50.7 歳 | 286, 817 円 | - | 328, 637 円 |
| 類似団体 | 50.7 歳 | 297, 724 円 | 327, 737 円 | 316, 403 円 |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 30 年 4 月 1 日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

イ 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

| 区 分 | | 北谷町 | 沖縄県 | 国 |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 179,200円 | 179,200円 | 179,200円 |
| | 高校卒 | 147,100円 | 147,100円 | 147,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 144,500円 | 144,500円 | - |
| | 中学卒 | 136,500円 | 136,500円 | - |
| 教育職 | 大学卒 | 179,200円 | - | - |
| | 短大卒 | 159,800円 | - | - |

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成30年4月1日現在）

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 246,857円 | 328,380円 | 363,425円 | 402,800円 |
| | 高校卒 | * | * | * | * |
| 技能労務職 | 高校卒 | * | * | * | * |
| | 中学卒 | * | * | * | * |
| 教育職 | 大学卒 | * | * | * | * |
| | 高校卒 | * | * | * | * |

(注) 数値のない欄については、「-（ハイフン）」とし、個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人以下の場合は、当該箇所を「*（アスタリスク）」としている。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況（平成30年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|-----|----------------------------|-----|-------|----------|-----------|
| 1 級 | 典型的な業務を行う主事・技師等 | 20人 | 12.5% | 142,600円 | 247,100円 |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師等 | 23人 | 14.4% | 192,700円 | 303,800円 |

| | | | | | |
|-----|----------|---------|-----------|--------------|--------------|
| 3 級 | 主任 | 人 53 | % 33.1 | 円 228,900 | 円 349,600 |
| 4 級 | 課長補佐・係長等 | 人 38 | % 23.8 | 円 262,000 | 円 383,000 |
| 5 級 | 課長等 | 人 18 | % 11.3 | 円 288,000 | 円 392,600 |
| 6 級 | 部長等 | 人 8 | % 5.0 | 円 318,500 | 円 407,800 |

- (注) 1 北谷町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 北谷町 | 沖縄県 | 国 |
|--|--|--|
| 1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,373,600円 | 1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,561,000円 | 1人当たり平均支給額（平成29年度） - |
| (平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分 | (平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分 | (平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分 |
| (加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10% ・管理職加算 なし | (加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10% | (加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%~25% |

(注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合である。

イ 退職手当

| 北 谷 町 | | | 国 | | |
|-----------|-------------------------|--------------|----------|-------------------------|--------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算 | |
| (退職時特別昇給) | 無し | | | | |

| | | | |
|------------|---|---|--|
| 1人当たり平均支給額 | * | * | |
|------------|---|---|--|

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 数値のない欄については、全て「- (ハイフン)」とし、個人情報保護の観点から、対象となる職員が2人以下の場合は、当該箇所を「* (アスタリスク)」としている。

ウ 特殊勤務手当

| 支給実績 (平成29年度決算) | | 560千円 | | |
|----------------------------|--|---------------------|--------------------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算) | | 21,538円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度) | | 11.76% | | |
| 手当の種類 (手当数) | | 5 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 (平成29年度決算) | 左記職員に対する支給単価 |
| 徴税手当 | 徴税に従事する職員 | 徴税 | 216千円 | 月額 2,000円 |
| 滞納整理手当 | 滞納整理に従事する職員 | 滞納整理 | 210千円 | 月額 5,000円 |
| 行旅病人取扱、伝染病防疫作業死体処置手当 | 行旅病人取扱、伝染病防疫作業、死体処置に従事する職員 | 行旅病人取扱、伝染病防疫作業、死体処置 | 0千円 | 日額 2,000円 |
| 災害時勤務手当 | 異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に勤務することを命ぜられた職員 | - | 134千円 | 1時間 1,000円 |
| 圧力容器管理手当 | 第1種圧力容器の管理に従事する職員 | 第1種圧力容器の管理 | 0千円 | 月額 2,000円 |

エ 時間外勤務手当

| | |
|--------------------------|----------|
| 支給実績 (平成29年度決算) | 39,381千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算) | 178千円 |
| 支給実績 (平成28年度決算) | 48,403千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算) | 218千円 |

オ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 |
|------|--|
| 扶養手当 | ①配偶者 65,000円 ②子 10,000円 (16歳～歳22歳の子1人につき5,000円加算) ③その他 6,500円 |
| 住居手当 | [借家等] 支給限度額 27,000円 |
| 通勤手当 | 通勤距離が2km以上の職員に支給。 ①交通機関利用者 運賃相当額 ②自動車等使用者 距離区分に応じて2,300円～30,500円 |

| | |
|------------|--|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に支給。 ①部長職 48,936 円 ②6 級課長 40,780 円 ③5 級課長 39,260 円 |
| 休日勤務手当 | 休日(祝日法による休日、慰霊の日 6 月 23 日又は年未年始)に、勤務を命ぜられた職員に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給料額の 100 分の 135 を乗じた額を支給。 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務を命ぜられた職員に、勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給料額の 100 分の 25 を乗じた額を支給。 |
| 宿日直手当 | 宿直又は日直を命ぜられた職員に支給。 1 回 4,200 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が、緊急の業務により週休日又は休日に勤務した場合に支給。 3 時間未満 4,000 円 3 時間以上 6 時間以下 8,000 円 6 時間を超える勤務 12,000 円 |

(注) 数値のない欄については、「- (ハイフン)」とし、個人情報保護の観点から、対象となる職員が 2 人以下の場合は、当該箇所を「* (アスタリスク)」としている。

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

| 区 分 | | 給料月額等 | | |
|------|-----------|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 給料報酬 | 町長 | 773,000 円 | (参考)類似団体における最高/最低額 | |
| | 副町長 | 634,000 円 | 920,000 円 / 592,000 円 | |
| | 議長 | 321,000 円 | 760,000 円 / 532,000 円 | |
| | 副議長 | 266,000 円 | 499,000 円 / 252,000 円 | |
| | 議員 | 246,000 円 | 430,000 円 / 202,000 円 | |
| | | | | 400,000 円 / 174,000 円 |
| 期末手当 | 町長 | (平成 29 年度支給割合) | | |
| | 副町長 | 3.3 月分 (役職加算 10%) | | |
| | 議長 | (平成 29 年度支給割合) | | |
| | 副議長 議員 | 3.3 月分 (役職加算 10%) | | |
| 退職手当 | | (算定方式) | (1 期の手当額) | (支給時期) |
| | 町長 | 給料月額×在職年数×500/100 | 15,460,000 円 | 任期毎 |
| | 副町長 | 給料月額×在職年数×300/100 | 7,608,000 円 | 任期毎 |
| | 備考 | | | |

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期 (4 年=48 月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 勤務時間の割振り | | | |
|----------|----------|---------|------------------|--------------|
| | 始業 | 終業 | 休憩時間 | 週休日 |
| 38時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 午後零時から 午後1時まで | 日曜日及び 土曜日 |

(2) 年次休暇の状況（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

| 総付与日数 | 総使用日数 | 全期間在職職員数 | 1人当たり 平均使用日数 |
|----------|----------|----------|-----------------|
| 5,339.0日 | 2,581.9日 | 156人 | 16.6日 |

(注) 1 「全期間在職職員数」は、非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員で、当該年の4月1日から翌年3月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

4 1年について20日の年次休暇が付与される（その年に使用しなかった日数は翌年度に繰り越すことができる。）

(3) 特別休暇等の状況（平成30年4月1日現在）

| 事由 | 承認を与える期間 |
|---|-------------------------|
| 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通をしゃ断され又は隔離されたとき。（感染症防疫） | その都度必要と認める日又は時間 |
| 2 天災地変その他の非常災害により交通がしゃ断されたとき。（非常災害） | 同上 |
| 3 天災地変その他の非常災害により職員の現住居が滅失又は破壊されたとき。（職員住居災害） | 15日を超えない範囲内でその都度必要と認める日 |
| 4 交通機関の事故等の不可抗力の原因によるとき。（交通機関事故） | その都度必要と認める日又は時間 |
| 5 裁判員、証人、鑑定人等として官公署等に出頭するとき。（裁判員、証人、鑑定人等官公署等出頭） | 同上 |
| 6 選挙権その他公民としての権利を行使するとき。（公民権行使） | 同上 |
| 7 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第45条第2項の規定により、公務災害補償の実施に関する審査の請求者として出頭するとき。（公務災害補償請求） | 同上 |
| 8 法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求者として出頭するとき。（勤務条件措置要求） | 同上 |

| | |
|--|---|
| 9 法第49条の2第1項の規定により、不利益処分 の審査の請求者として出頭するとき。(不利益 処分審査請求) | 同上 |
| 10 法第55条第11項の規定により、当局に対し、 不満を表明し、又は意見を申し出るとき。(勤 務条件交渉) | 同上 |
| 11 本町の特別職としての職を兼ね、その職に属 する事務を行うとき。(町特別職事務従事) | 同上 |
| 12 職務に関連のある国家公務員又は他の地方 公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に 属する事務を行うとき。(国・県等特別職事務 従事) | 同上 |
| 13 本町の行政の運営上その地位を兼ねること が特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、 その地位に属する事務を行うとき。(町関係団 体事務従事) | 同上 |
| 14 昇任のための競争試験又は選考を受けるた め受験者又は候補者として出頭するとき。(昇 任試験) | 同上 |
| 15 本町の事務又は事業の運営上の必要に基づ く事務又は事業の全部又は一部の停止のとき。 (事務事業停止) | 同上 |
| 16 職員の出産のとき。(産前産後) | その出産の予定日以前8週間(多胎妊 娠の場合にあつては14週間)目に当 たる日から出産の日後8週間(多胎妊 娠の場合にあつては14週間)目に当 たる日までの期間内において必要と 認める日 |
| 17 生後1年に達しない生児を育てるとき。(育 児時間) | その都度必要と認める時間。ただし、 1日に2時間を超えることができな い。 |
| 18 生理に有害な職務に従事する女子職員及び 生理のため勤務することが著しく困難である 女子職員の生理日のとき。(生理) | その都度必要と認める日。ただし、2 日を超えることができない。 |
| 19 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機 関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支 障を与える程度に及ぶものと認めると き。(妊婦通勤緩和) | 正規の勤務時間の始め又は終りにお いて1日を通じて1時間を超えない範 囲内で必要と認める時間 |
| 20 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子 保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定 する保健指導又は同法第13条に規定する健康 診査を受ける場合(妊娠中・出産後健康診査等) | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠 満24週から満35週までは2週間に1 回、妊娠満36週から分べんまでは1 週間に1回、産後1年まではその間に1 回(医師等の特別の指示があつた場 合には、いずれの期間についてもそ の指示された回数)とし、その都度 必要と認める時間 |
| 21 父母、配偶者及び子の祭しを行うとき。(父 母等の祭し) | 1日(遠隔の地におもむく必要がある ときは、実際に要した往復日数を加 算することができる。) |
| 22 忌引のとき。(忌引) | 付表に定める期間内において必要と 認める日 |
| 23 職員が結婚するとき。(結婚) | 結婚の7日前の日から当該結婚の日 後1月を経過する日までの期間内 における5日の範囲内で必要と認める 日 |

| | |
|---|--|
| 24 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻同様に ある者を含む。)が出産したとき(配偶者出産 補助) | 職員の妻が出産するため病院に入院 する等の日から当該出産の日後2週 間を経過する日までで必要と認める 日内における5日の範囲内で必要と 認める日 |
| 25 職員の妻が出産する場合であってその出産 予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、 14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの期間にある場合において、当該 出産に係る子又は小学校就学の始期に達する までの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、 これらの子の養育のため勤務しないことが相 当であると認められるとき。(育児参加) | 当該期間内における5日の範囲内で その都度必要と認める日又は時間 |
| 26 職員が夏の期間に休養する場合(夏季休養) | 6月から10月までの期間内において5 日を超えない範囲内で必要と認める 継続した日 |
| 27 職員が職員の家族(血族、姻族3親等)並び に別居の血族1親等の親族の病氣看護をすると き。(家族看護) | 5日(入院看護がある場合は10日)の 範囲内で必要と認める日又は時間 |
| 28 職員の家族が負傷、疾病又は老齢により介護 が必要なとき。(短期介護休暇) | 5日(介護する対象家族が2人以上の 場合は、10日)の範囲内でその都度 必要と認める日又は時間 |
| 29 妊娠中の女子職員に妊娠障害がある場合(妊 娠障害) | 10日を超えない範囲内で必要と認め る日又は時間 |
| 30 職員が子どもの予防接種を受けさせる場合 (子どもの予防接種) | その都度必要と認める日又は時間 |
| 31 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望 者としてその登録を実施する者に対して登録 の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父 母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供す る場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検 査、入院等のため勤務しないことがやむを得な いと認められるとき。(骨髄提供) | 同上 |
| 32 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に 掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する 支援となる活動を除く。)を行う場合で、その 勤務しないことが相当であると認められると き。(ボランティア) (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の 災害が発生した被災地又はその周辺の地域 における生活関連物資の配布その他の被災 者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム その他の主として身体上若しくは精神上 の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病 にかかった者に対して必要な措置を講ずる ことを目的とする施設であつて町長が定め るものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身 体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病 により常態として日常生活を営むのに支障 がある者の介護その他の日常生活を支援す る活動 | 1日を単位として5日以内 |
| 33 国民体育大会又はこれに準ずる国若しくは 地方公共団体又は公共的団体の主催する体育 大会に役員又は演技者として参加する場合又 は職域代表として体育大会に参加する場合で | その都度必要と認める日又は時間 |

| | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 任命権者が特に必要と認めるもの(体育大会役員等) | |
| 34 前各号のほかにあらかじめ町長の承認を得て任命権者が定める事項 | 当該事項について町長が承認した日又は時間 |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (平成 30 年度)

(単位：件)

| 処分事由 | 地方公務員法 | 降任 | 免職 | 休職 | 合計 |
|------------------------------|--------------------------------|----|----|----|----|
| 勤務実績が良くない場合 | 第 28 条第 1 項第 1 号 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 第 28 条第 1 項第 3 号 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 第 28 条第 1 項第 4 号 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 第 28 条第 2 項第 2 号 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 条例で定める事由による場合 | 第 27 条第 2 項 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職しなかった者 | | 0 | 0 | 0 | 0 |

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び北谷町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 30 年度)

(単位：件)

| 処分事由 | 地方公務員法 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|----------------------|------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合 | 第 29 条第 1 項第 1 号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 第 29 条第 1 項第 2 号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあ | 第 29 条第 1 項第 3 号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|
| った場合 | | | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分が付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分が付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分が付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況（平成30年度）

| 区分 | 申請件数 | 許可件数 |
|--------------|------|------|
| 営利企業等の従事許可申請 | 22件 | 22件 |

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職者の再就職の状況（平成30年度）

| 退職者数 | 再就職者数 | 再就職先 | |
|------|-------|-----------|--------|
| | | 町（一般職非常勤） | その他の団体 |
| 2名 | 1名 | 1名 | 0名 |

9 職員の研修の状況

(1) 研修の状況（平成30年度）

| 研修の名称 | 研修の内容 | 対象者 | 実施回数 | 修了者数 |
|-------------|--|-----|------|------|
| 新採用職員研修 | 地方公務員として必要な基礎知識を習得させるとともに、現場の実情に関する情報を与え、組織人としての自覚と責任を認識させ、職場への適応能力を養成する。 | 10人 | 1回 | 10人 |
| 接遇研修 | 住民の皆さまに信頼される役場の職員として、先ず行政サービスの基本となる接遇（応対力・言葉遣い・話し方）について実習を通して学び仕事への自信を持たせる。 | 43人 | 1回 | 43人 |
| 新採用職員フォロー研修 | 地方公務員法第22条に定める条件付採用期間を経過した職員に対し、地方公共団体の組織及び運営の全般についての基礎知識を習得させるとともに、現場の実情に関する情報を与え、組織人としての自覚と責任を再認識させ、職場への適応能力を養成する。 | 10人 | 1回 | 10人 |
| クレーム | 公務員としてのクレーム対応スキルの向上及 | 全職員 | 1回 | 22人 |

| | | | | |
|---------------|---|-----|-----|------|
| 対応研修 | びクレームから受けるストレスの軽減を目的とする。 | | | |
| 北谷町職員スキルアップ研修 | 職員一人ひとりの能力向上を目的とする。 平成 30 年度実施した内容は次のとおり。 ●論理的で分かりやすい文書の書き方研修 ●調整力発揮研修 | 全職員 | 2 回 | 42 人 |

(2) 派遣研修の状況（平成 30 年度）

ア 県内研修

沖縄市町村職員研修センター 23 人

中部広域圏市町村事務組合 3 人（ゆがふう塾 2 人 政策形成セミナー 1 人）

イ 県外研修

市町村アカデミー 5 人

国際文化アカデミー 3 人

自治大（税務・係長職）2 人

その他 7 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の受診状況（平成 30 年度）（単位：件）

| 内容 | 対象者 | 受診者 |
|--------|-----|-----|
| 定期健康診断 | 0 | 0 |
| 人間ドック | 237 | 217 |
| 脳ドック | 22 | 22 |
| P E T | 8 | 7 |

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害（平成 30 年度）

（単位：件）

| 前年度末現在 未処理件数 | 受理 件数 | 認定件数 | | 取り下げ 件数 | 年度末 未処理件数 |
|-----------------|----------|------|-----|------------|--------------|
| | | 公務上 | 公務外 | | |
| 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

イ 通勤災害（平成 30 年度）

（単位：件）

| 前年度末現在 未処理件数 | 受理 件数 | 認定件数 | | 取り下げ 件数 | 年度末 未処理件数 |
|-----------------|----------|------------|-------------|------------|--------------|
| | | 通勤災害 該当 | 通勤災害 非該当 | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |